

九 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案

現行

<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）          第一条の四 法第三十二条第四項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第一条の七において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。</p>	<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）          第一条の四 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第一条の七において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。</p>
<p>2 法第三十二条第四項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同項に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時にける総額及び合計額とする。</p>	<p>2 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時にける総額及び合計額とする。</p>
<p>3 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額又は法第三十二条第四項に規定する員外預金比率（以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同項に規定する金庫に該当するものとみなす。</p>	<p>3 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額又は法第三十二条第四項第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。</p>
<p>4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換）</p>	<p>4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換）</p>

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第一条の七において同じ。

（後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四項に規定する金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第三条の二 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の二第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中、「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第四項に規定する転換をいう。第一条の七において同じ。

（後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第三条の二 法第五十八条第七項第四号及び第五十八条の二第三項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中、「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十条の二第三項第三号	取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）	理事及び監事
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(清算人等)について準用する会社法の読替え)

第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十条の二第三項第三号	取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）	理事及び監事
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(清算人)について準用する会社法の読替え)

第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる

読み替える会社法の 規定	第三百五十七條第一 項	株式会社	株主（監査役設置会 社にあつては、監査 役）	株式を有する株主	株式会社	第三百六十條第一 項
	読み替えられる字句	株式会社	監事	会員である者	株式会社	第三百六十條第一 項
読み替える会社法の 規定	第三百八十一條第二 項、第三百八十五條 第一項及び第三百八 十六條第一項（見出	監査役設置会社	清算金庫	清算金庫	清算金庫	第三百八十一條第二 項、第三百八十五條 第一項及び第三百八 十六條第一項（見出

読み替える会社法の 規定	第三百五十七條第一 項	(新設)	株主（監査役設置会 社にあつては、監査 役）	株主を有する株主	(新設)	第三百六十條第一 項
読み替えられる字句	(新設)	(新設)	監事	会員である者	(新設)	第三百六十條第一 項
読み替える会社法の 規定	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

。字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八百四十八条	読み替える会社法の規定	第八百四十七条第一項及び第三項から第五項まで	読み替えられる字句	読み替える字句
		株式会社	株式会社	清算金庫
株式会社又は株式交		清算金庫		

2 法第六十八条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	監査役設置会社	第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	労働金庫法第三十七條の七第一項
			株式会社	清算人又は監事	清算金庫

(新設)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)
(新設)		(新設)		

第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	(新設)	第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	労働金庫法第三十七條の七第一項
			(新設)	清算人又は監事	(新設)

<p>第八百四十九条第三 項第一号</p>			<p>第八百四十九条第一 項</p>	
<p>監査役設置会社</p>	<p>株式会社の区分</p>	<p>株式会社等の 最終完全親会社等 の 完全子会社等である 株式会社の</p>	<p>株式会社等</p>	<p>換等完全子会社（以 下この節において「 株式会社等」という 。）</p>
<p>清算金庫</p>	<p>清算金庫の区分</p>	<p>清算金庫が、</p>	<p>清算金庫</p>	
<p>(新設)</p>			<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>		<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>		<p>(新設)</p>	

<p>第八百四十九条第四 項及び第五項、第八 百五十条第一項から 第三項まで、第八百 五十二条第一項及び 第二項並びに第八百 五十三条第一項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>清算金庫</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>